

(19)日本国特許庁 (J P)

(12)特 許 公 報 (B 1)

(11)特許番号

特許第5503795号
(P 5 5 0 3 7 9 5)

(45)発行日 平成26年5月28日(2014.5.28)

(24)登録日 平成26年3月20日(2014.3.20)

(51)Int.Cl.

F I

G 0 6 Q 10/00 (2012.01)
G 0 6 Q 10/10 (2012.01)

G 0 6 Q 10/00 1 0 0
G 0 6 Q 10/10 1 2 0 N

請求項の数14 (全12頁)

(21)出願番号 特願2013-216457(P2013-216457)
(22)出願日 平成25年10月17日(2013.10.17)
(62)分割の表示 特願2013-55252(P2013-55252)の
分割
原出願日 平成25年3月18日(2013.3.18)
審査請求日 平成25年10月17日(2013.10.17)

早期審査対象出願

(73)特許権者 513056101
フリー株式会社
東京都台東区根岸三丁目12番15号
(74)代理人 230104019
弁護士 大野 聖二
(74)代理人 100106840
弁理士 森田 耕司
(74)代理人 100113549
弁理士 鈴木 守
(74)代理人 100115808
弁理士 加藤 真司
(74)代理人 100131451
弁理士 津田 理
(74)代理人 100174078
弁理士 大谷 寛

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラム

1

(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】
クラウドコンピューティングによる会計処理を行うための
会計処理装置であって、
ユーザーにクラウドコンピューティングを提供するウェブ
サーバを備え、前記ウェブサーバは、
ウェブ明細データを取引ごとに識別し、
各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前
記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との
対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の 10
勘定科目に自動的に仕訳し、
日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕
訳データを作成し、
作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサ
ーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コン
ピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示
され、
前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニュー
を有し、

2

前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の
取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる
場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最
も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行
うことを特徴とする会計処理装置。
【請求項2】
前記ウェブ明細データは、複数の金融機関又はクレジッ
トカード会社が提供する複数の種類のウェブ明細データ
を含むことを特徴とする請求項1に記載の会計処理装置
。
【請求項3】
前記複数の種類のウェブ明細データは、日付順に前記仕
訳処理画面に表示されることを特徴とする請求項2に記
載の会計処理装置。
【請求項4】
前記複数の種類のウェブ明細データは、種類ごとに前記
仕訳処理画面に表示されることを特徴とする請求項2に
記載の会計処理装置。
【請求項5】

3

ユーザーが、自動的に仕訳された勘定科目を前記メニューから選択して修正した場合に、ユーザーごとのユーザールールとして、前記会計処理装置の記憶部に格納することを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載の会計処理装置。

【請求項6】

前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、表記ゆれを補正する補正ルールを適用した後に、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載の会計処理装置。

【請求項7】

前記補正ルールは、前記対応テーブルに保持されたキーワードに対し、アルファベット表記、かな表記、若しくは漢字表記の表記ゆれ、中黒の有無の表記ゆれ、又は、ハイフン、マイナス、若しくは長音符号の表記ゆれを補正するルールであることを特徴とする請求項6に記載の会計処理装置。

【請求項8】

前記優先ルールは、前記対応テーブルが保持するキーワードに、品目、取引先の順に優先順位をつけることを特徴とする請求項1から7のいずれかに記載の会計処理装置。

【請求項9】

前記優先ルールは、前記対応テーブルが保持するキーワードに、品目、取引先、ビジネスのドメインを連想させるビジネスカテゴリー、グループ会社のグループ名、商業施設名の順に優先順位をつけることを特徴とする請求項8に記載の会計処理装置。

【請求項10】

前記ウェブ明細データをインターネット上から自動的に取得するウェブ明細データ取得部をさらに備えることを特徴とする請求項1から9のいずれかに記載の会計処理装置。

【請求項11】

前記会計処理装置は、
前記ウェブサーバとVPNにより接続されたデータベースを備え、
前記対応テーブル及び作成された前記仕訳データは、前記データベースに格納されることを特徴とする請求項1から10のいずれかに記載の会計処理装置。

【請求項12】

前記ウェブ明細データ取得部が取得した前記ウェブ明細データは、前記データベースに格納されることを特徴とする請求項10に記載の会計処理装置。

【請求項13】

ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理方法であって、
前記ウェブサーバが、ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、

4

前記ウェブサーバが、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、

前記ウェブサーバが、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを含み、

作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示され、

前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有し、

前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする会計処理方法。

【請求項14】

ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理プログラムであって、前記ウェブサーバに、

ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、
各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、

日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを含み、

作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示され、

前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有し、

前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする方法を実行させるための会計処理プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムに関し、より詳細には、クラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムに関する。

50

5

【背景技術】

【0002】

企業会計は、慣習として発達した企業会計原則に則り実施されることがルールとなっており、当該原則の一つに、損益計算書（P/L）につき「発生主義」の原則がある。発生主義（accrual basis）とは、現金の実際の収入及び支出とは関係なく、収益又は費用の事実が発生した時点で、計上しなければならないとする原則である。これは、収益及び費用を、現金の受渡しの時点で認識する現金主義とは反対の概念である。

【0003】

各企業は、一定期間の収入及び支出を計算し、利益又は損失を算出する決算を行い、決算で作成された貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）等の財務諸表を会社法の規定に基づき公告することが定められている。特に、金融商品取引法適用会社については、決算に関して時間的制約が強く、上場企業であれば四半期決算、非上場企業であっても四半期決算又は半年ごとの中間決算が求められる。

【0004】

このように、定期的な決算処理が必要であり、かつ、発生主義の原則の下で損益計算書の作成が必須であると、決算期に過大な負担がかかることを避けるために、決算期に振り返って損益計算書を作成するのではなく、日々の業務の中で生じる収益及び費用を、常に、発生主義の原則に沿って言えばデリーベースで処理していくことが必要となり、実務上もそのように処理がなされている。

【0005】

たとえば、大企業においては、会計処理のための社内システムがあり、発生した取引を勘定科目に仕訳して仕訳データとして登録する作業を、各部門の担当者が日常の業務として行っている。このように仕訳した仕訳データを蓄積していき仕訳帳データ及び総勘定元帳データを作成することによって、各決算期にスピーディーな財務諸表（決算書）の作成が可能となっている。作成された総勘定元帳データから貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の作成については、市販の会計ソフトが用いられる場合が多い。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0006】

【非特許文献1】総務省、平成23年通信利用動向調査（企業編）、31頁

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

市販の会計ソフトは、このような企業会計実務に対応するために必要な機能を備えているものの、様々な企業の需要に応えることのできる汎用ソフトであることの欠点

6

も抱えている。

【0008】

すなわち、会計処理を要する企業のすべてに対して、発生主義の原則に沿った会計処理をデリーベースで行うスピード感が求められるわけではないのである。出願人は、大企業ではなく、中小企業及び個人事業主に焦点を当てると、市販の会計ソフトは、その実情に合った機能を提供し得ていないことを見出した。中小企業及び個人事業主に求められる決算は、年に一度だけであり、この決算時には法の定めに従い遅滞なく公告を行う必要があるものの、年に一度の決算時に発生主義の原則に沿った仕訳帳データ及び総勘定元帳データが得られれば足りるのであって、デリーベースの仕訳処理は不要といつてよい。

【0009】

本発明は、このような問題点に鑑みてなされたものであり、その目的は、中小企業及び個人事業主に対し、発生主義の原則に従うべき時間的制約が緩やかであるという実情に沿った、簡便かつ安価な会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0010】

このような目的を達成するために、本発明の第1の態様は、クラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理装置であって、ユーザーにクラウドコンピューティングを提供するウェブサーバを備え、前記ウェブサーバは、ウェブ明細データを取引ごとに識別し、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳し、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成することを特徴とする。

【0011】

また、本発明の第2の態様は、第1の態様において、前記ウェブ明細データは、複数の金融機関又はクレジットカード会社が提供する複数の種類のウェブ明細データを含むことを特徴とする。

【0012】

また、本発明の第3の態様は、第1又は第2の態様において、作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示されることを特徴とする。

【0013】

また、本発明の第4の態様は、第2又は第3の態様において、前記複数の種類のウェブ明細データは、日付順に前記仕訳処理画面に表示されることを特徴とする。

【0014】

また、本発明の第5の態様は、第2又は第3の態様にお

10

20

30

40

50

7

いて、前記複数の種類のウェブ明細データは、種類ごとに前記仕訳処理画面に表示されることを特徴とする。

【0015】

また、本発明の第6の態様は、第1から第5のいずれかの態様において、前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有することを特徴とする。

【0016】

また、本発明の第7の態様は、第1から第6のいずれかの態様において、ユーザーが、自動的に仕訳された勘定科目を前記メニューから選択して修正した場合に、ユーザーごとのユーザールールとして、前記会計処理装置の記憶部に格納することを特徴とする。

【0017】

また、本発明の第8の態様は、第1から第7のいずれかの態様において、前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、表記ゆれを補正する補正ルールを適用した後に、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする。

【0018】

また、本発明の第9の態様は、第8の態様において、前記補正ルールは、前記対応テーブルに保持されたキーワードに対し、アルファベット表記、かな表記、若しくは漢字表記の表記ゆれ、中黒の有無の表記ゆれ、又は、ハイフン、マイナス、若しくは長音符号の表記ゆれを補正するルールであることを特徴とする。

【0019】

また、本発明の第10の態様は、第1から第9のいずれかの態様において、前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする。

【0020】

また、本発明の第11の態様は、第10の態様において、前記優先ルールは、前記対応テーブルが保持するキーワードに、品目、取引先の順に優先順位をつけることを特徴とする。

【0021】

また、本発明の第12の態様は、第11の態様において、前記優先ルールは、前記対応テーブルが保持するキーワードに、品目、取引先、ビジネスのドメインを連想させるビジネスカテゴリー、グループ会社のグループ名、商業施設名の順に優先順位をつけることを特徴とする。

【0022】

また、本発明の第13の態様は、第1から第12のいずれかの態様において、前記ウェブ明細データをインターネット上から自動的に取得するウェブ明細データ取得部をさらに備えることを特徴とする。

【0023】

また、本発明に第14の態様は、第13の態様において

8

、前記ウェブ明細データ取得部は、ウェブスクレイピングによって、前記ウェブ明細データを取得することを特徴とする。

【0024】

また、本発明の第15の態様は、第14の態様において、前記ウェブ明細データ取得部は、前記記憶部に格納された口座番号及び暗証番号を読み出してウェブスクレイピングを行うことを特徴とする。

【0025】

また、本発明の第16の態様は、第13から第15のいずれかの態様において、前記ウェブ明細データ取得部は、前記データベースとVPNにより接続されたスクレイピングサーバであることを特徴とする。

【0026】

また、本発明の第17の態様は、第1から第16のいずれかの態様において、前記会計処理装置は、前記ウェブサーバとVPNにより接続されたデータベースを備え、前記対応テーブル及び作成された前記仕訳データは、前記データベースに格納されることを特徴とする。

【0027】

また、本発明の第18の態様は、第17の態様において、前記ウェブ明細データ取得部が取得した前記ウェブ明細データは、前記データベースに格納されることを特徴とする。

【0028】

また、本発明の第19の態様は、ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理方法であって、前記ウェブサーバが、ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、前記ウェブサーバが、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、前記ウェブサーバが、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを含むことを特徴とする会計処理方法である。

【0029】

また、本発明の第20の態様は、ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理プログラムであって、前記ウェブサーバに、ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを実行させるための会計処理プログラムである。

【発明の効果】

【0030】

9

本発明によれば、中小企業及び個人事業主に焦点を当てて、ユーザーにクラウドコンピューティングを提供するウェブサーバにおいてウェブ明細データを取引ごとに識別し、各取引を、各取引の取引内容の記載に基づいて、取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳することにより、発生主義の原則に従うべき時期的制約が緩やかであるという実情に沿った、簡便かつ安価な会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムを提供することにある。

【図面の簡単な説明】

【0031】

【図1】本発明の一実施形態に係る会計処理装置を示す図である。

【図2】本発明の一実施形態に係る仕訳処理画面を示す図である。

【図3】自動的に分類された勘定科目の修正時の仕訳処理画面を示す図である。

【図4】作成された仕訳データの一覧を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0032】

以下、図面を参照して本発明の実施形態を詳細に説明する。

【0033】

(本発明の概要)

本発明は、中小企業及び個人事業主においては、発生主義の原則に従うべき時期的制約が緩やかであるという実情に照らして、デイリーベースではなく、事後的に、ウェブ明細データを分析して仕訳処理を行って仕訳帳データを作成する。

【0034】

本発明はウェブ明細データを利用する点で、現時点では、中小企業及び個人事業主のうち、その恩恵を受けることができる割合が限られている。すなわち、我が国の企業におけるクラウドコンピューティングの利用率は、非特許文献1に記載されているとおり、9.1%に過ぎない、つまり大部分においてウェブ上のリソースが活用されていないのである。本発明は、中小企業及び個人事業主に初めて焦点を当てた上で、かつ、今後のクラウドコンピューティングの利用率向上を見越してなされたものであり、そこに大きな先進性がある。

【0035】

図1に、本発明の一実施形態に係る会計処理装置を示す。会計処理装置100は、ユーザーにクラウドコンピューティングを提供するウェブサーバ110と、会計処理装置110と仮想プライベートネットワーク(VPN)技術により接続されたデータベース120と、データベース120とVPN技術により接続されたスクレイピングサーバ130とを備える。

【0036】

10

ユーザーは、PC、スマートフォン、タブレット等のコンピュータ140のウェブブラウザを用いて、ウェブサーバ110のURLにアクセスする。ウェブサーバ110は、取り込んだウェブ明細データを取引ごとに識別し、各取引を、各取引の取引内容の記載に基づいて、特定の勘定科目に自動的に仕訳する。ウェブサーバ110は、この際、取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照する。作成された仕訳データは、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含み、こうした仕訳データの蓄積が仕訳帳データとなる。

【0037】

対応テーブル及び仕訳データは、ウェブサーバ110に格納してもよいが、データベース120に格納してもよい。

【0038】

ウェブサーバ110は、作成した仕訳データを含むHTMLプログラムをコンピュータ140に送信し、これは、コンピュータ140のウェブブラウザによって仕訳処理画面として表示され、ユーザーに提示される。本発明の各機能は、Ruby及びMySQLによって実装することができ、一部をHTML中のJavaScript(登録商標)によって実装することができる(たとえば、後述する図3のプルダウンメニュー)。つまり、ウェブサーバ110は、Ruby等の言語で記述されたプログラムを実行することにより、各機能を実行する手段として動作する。

【0039】

図2に、本発明の一実施形態に係る仕訳処理画面を示す。取り込んだウェブ明細データを取引ごとに識別し、各取引につき、日付欄201(「2012/11/30」)、金額欄202(「-3,885」)、取引内容を示す概要欄203(「イーモバイルー東京都港区」)、勘定科目欄204(「通信費」)、勘定科目とは別個の区分を設ける摘要タグ欄205等が表示されている。

【0040】

ウェブ明細データの取り込みは、ユーザーがCVS等の形式のファイルを自らアップロードすることも可能であるが、本発明の一実施形態では、インターネット上から自動的に取得するウェブ明細データ取得部をさらに設けることができる。具体的には、データベース120とVPN技術により接続されたスクレイピングサーバ130を配置し、ユーザーが登録し、ウェブサーバ110ないしデータベース120に格納された口座番号及びパスワードを読み出して、ウェブスクレイピングによって、金融機関151、クレジットカード会社152等から各種のウェブ明細データを取得することができる。取得されたウェブ明細データは、ウェブサーバ110ないしデータベース120に格納され、仕訳処理の際に読み出される。

50

11

【0041】

多くの場合、複数の金融機関又はクレジットカード会社が提供する複数の種類のウェブ明細データがウェブサーバ110に取り込まれ、その種類ごとに取引処理画面200に表示してもよいし、図2に示すように日付の順に表示してもよい。

【0042】

また、図2では、各取引につき、表示された内容をユーザーが確認して「登録」ボタンを押下することで、仕訳データが作成され、記憶されるように示されているが、
10 「登録」ボタンの押下を不要にして、ウェブサーバ110が対応テーブルを参照して自動的に作成した仕訳データをそのまま記憶し、取引処理画面200では、必要な修正のみを行うようにしてもよい。

【0043】

図3に、自動的に分類された勘定科目の修正時の仕訳処理画面を示す。勘定科目欄204がクリックされると、仕訳処理画面200は、他の選択肢を示すプルダウンメニュー301を表示する。各選択肢には、ヘルプ302を付けることで経理の知識がなくてもカンタンに適切な
20 環状科目を選択することができる。修正した結果は、ユーザーごとのユーザーールとしてウェブサーバ110ないしデータベース120に保存され、次回からは修正された勘定科目を表示するようにすることができる。

【0044】

摘要タグ欄205についても、勘定科目と同様に対応テーブルを参照して自動的に摘要タグを割り当てて表示することが可能であり、その場合には、勘定科目欄204と同様にプルダウンメニューの表示、修正結果の保存・
30 利用を行うことができる。

【0045】

後述のとおり、対応テーブルの作成には莫大な労力が必要であり、そのことも起因して、これまで本発明のように予め作成された対応テーブルを参照して勘定科目等を自動的に割り当てる技術は存在しなかったところ、このような修正結果の蓄積は、対応テーブルの精度を高める上で有益な情報であり、スタンドアロンアプリケーションではなく、クラウド技術であるからこそ、取得できるものである。

【0046】

上記のように作成された仕訳データは、図4に示すように、コンピュータ140のウェブブラウザ上で一覧表示させることができる。

【0047】

(仕訳処理の詳細)

事後的な仕訳処理を、ウェブサーバ110を利用して自動的に行おうとしても、現実には、取引内容の記載と勘定科目とを対応づける対応テーブルが必要であるが、その作成には、膨大なデータ量の蓄積と検証作業を伴う。仮に大企業での利用を考えると、このような対応テーブ
50

12

ルの作成は、もはや原理的に不可能であることが分かる。大企業は、企業間の取引が複雑で、入出金先としては同一の取引先に対して異なる勘定科目に分類すべき取引が多い。したがって、入出金明細の取引内容の記載から自動的に勘定科目を特定することは、不可能である。企業間取引の入り組んでいない中小企業及び個人事業主に着目して初めて、取引内容と勘定科目との関連づけを類型化して、対応テーブルの作成が可能となる。

【0048】

そうとはいえ、銀行、クレジットカード会社等が提供するウェブ明細に記載された取引内容の欄は、同一の内容であっても各社の表記にはかなりのばらつきがあり、対応テーブルの作成は容易ではないことも、出願人は見出した。

【0049】

そこで、本発明の一実施形態では、取引内容を示す概要欄203の記載の表記ゆれを補正する補正ルールを適用することで、対応テーブルから実質的に重複する関連づけを削除することができる。

【0050】

たとえば、取引内容欄に「ANA」と記載されている場合、これは「旅費交通費」に分類することができる。現実のウェブ明細では、「ANA」の表記に統一されているわけではなく、「エーエヌエー」、「エー・エヌ・エー」等、様々な表記ゆれが存在するため、対応テーブルに、これらすべてについて対応づけを保持することも一つの方法であるが、本発明の一実施形態では、上述のとおり補正ルールを適用して対応テーブル自体には、たとえば「ANA」と「旅費交通費」の対応づけのみを保持するようにする。

【0051】

補正ルールは、対応テーブルに保持されたキーワードに対し、アルファベット表記、かな表記、若しくは漢字表記の表記ゆれ、中黒の有無の表記ゆれ、又は、ハイフン、マイナス、若しくは長音符号の表記ゆれを補正するルールとすることができる。たとえば、概要欄203の記載に「エーエヌエー」、「エー・エヌ・エー」等が存在する場合、補正ルールを適用して、これらはすべて「ANA」に変換した後に、対応テーブルを参照するようにすることができる。このようにすることで、対応テーブルにはアルファベット表記のキーワード「ANA」と勘定科目「旅費交通費」との対応づけを行っておけば十分である。

【0052】

補正ルールは、このように規則的に定めることができる場合のほか、各種ウェブ明細に表れる実際の取引内容の記載をみて個別に拡張・修正することもできる。

【0053】

補正ルールは、データベース120に格納しておいて会計処理装置110で読み出しても、会計処理装置110

13

が有するメモリに格納してもよい。

【0054】

(キーワードの優先順位)

上述のように、対応テーブルには、取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけが保持されているが、一つの取引内容に複数のキーワードが含まれる場合には分類の誤りが増加する可能性がある。

【0055】

たとえば、「モロゾフ JR大阪三越伊勢丹店」という取引内容を例に考える。この場合、「JR」の部分で対応10
テーブルを参照すると、勘定科目として「旅費交通費」に分類されることとなるが、最も可能性の高いのは「モロゾフ」にて贈答品を購入したという状況であり、「接待費」に分類されるべき取引である。つまり、複数含まれるキーワードのうち、いずれのキーワードが取引の正確な分析の上で支配的であるかを判定できるようにすれば、「モロゾフ JR大阪三越伊勢丹店」を対応テ20
ブルが保持すべきキーワードから外し、キーワード数を低減することができる。少ないキーワード数でより多くのウェブ明細を高精度に分析して仕訳処理を行うために、キーワードに優先順位を割り当てることで、精度を高めることが可能である。

【0056】

たとえば、キーワードに次のように優先順位を割り当てる15
ことができる。数字は優先順位を示す。

【0057】

1 品目 (item) 、
2 取引先 (partner) 、
3 ビジネスカテゴリー (biz_category)
、
4 グループ名 (corp_group) 、
5 商業施設名 (building)
カッコ内は、優先ルールを実装する際のキーの例である。ビジネスカテゴリーは、ビジネスのドメインを連想させる言葉で、例えば「石油」、「弁当」、「文具」等である。グループ名は、JRなどのグループ企業のグループ名である。商業施設名は、例えば「六本木ヒルズ」等である。

【0058】

【要約】 (修正有)

【課題】中小企業及び個人事業主に対し、発生主義の原則に従うべき時期的制約が緩やかであるという実情に沿った、簡便かつ安価な会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムを提供する。

【解決手段】会計処理装置100は、ウェブサーバ110と、ウェブサーバ110とVPNにより接続されたデータベース120と、データベース120とVPN技術により接続されたスクレイピングサーバ130とを備える。ユーザーは、コンピュータ140のウェブブラウザを用いて、ウェブサーバ110のURLにアクセスする。ウェブサーバ110は、取り込んだウェブ明細データを取引ごとに識別し、各取引を、各取引の取引内容の記載に基づいて、特定の勘定科目に自動的に仕訳する。ウェブサーバ110は、この際、取

14

出願人は、このような優先ルールを適用すると勘定科目の自動仕訳精度が明らかに向上することを見出した。5
番目まで優先順位を割り当てなくても、品目と取引先に優先順位を割り当てるだけでも効果がある。

【0059】

上記例に戻ると、本発明の一実施形態では、対応テーブルに、「モロゾフ」、「JR」、「三越伊勢丹」がそれぞれ登録されており、「モロゾフ」はおおよそ取引が推測できるpartnerキーワードとして、「JR」は20
多角的な企業グループとして、「三越伊勢丹」は商業施設名として登録されている。上記例は、当該対応テーブルを参照するとこの3つのキーワードに部分一致することとなるが、この中で、最も説明力が高いと考えられる「モロゾフ」が勘定科目を規定し、「接待費」が候補として自動的に表示される。

【0060】

なお、同じ優先順位のキーワードと複数マッチしている場合には、長い文字数で部分一致しているキーワードをより高い順位でマッチすることができる。たとえば、「ANA」と「Panasonic」の2つのキーワードと部分一致する取引内容の記載については、長い方の「Panasonic」を採用しないと精度が上がらない。

【符号の説明】

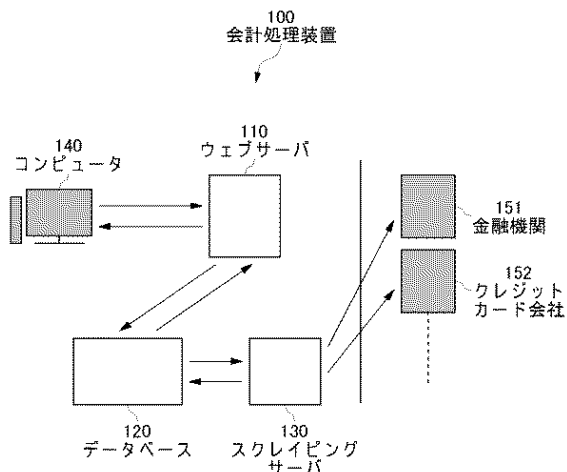
【0061】

100 会計処理装置
110 ウェブサーバ
120 データベース
130 スクレイピングサーバ
30 140 コンピュータ
151 金融機関
152 クレジットカード会社
200 取引処理画面
201 日付欄
202 金額欄
203 概要欄
204 勘定科目欄
301 メニュー
302 ヘルプ

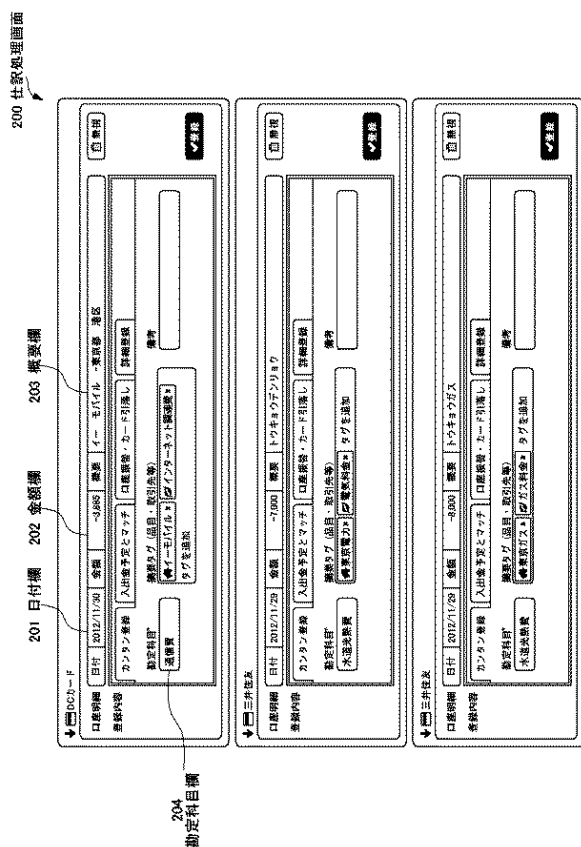
引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照する。

【選択図】図1

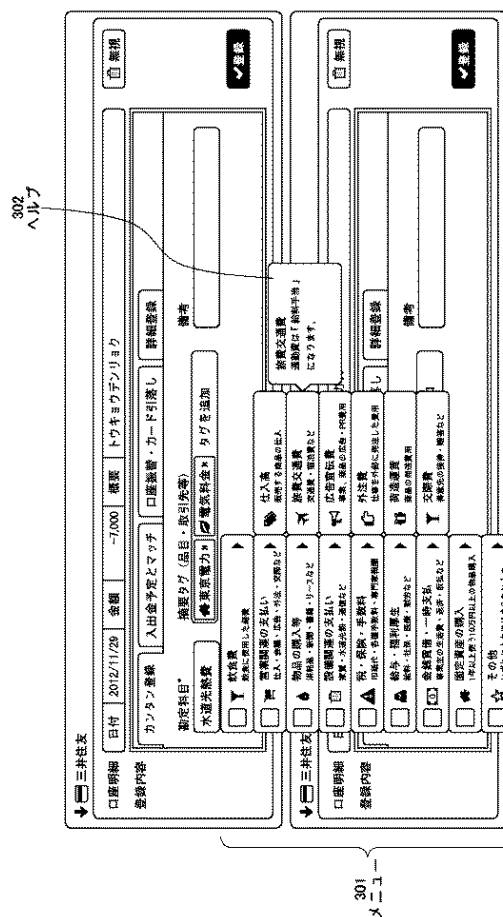
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

	発生日	支払日/払戻日	合計	小計	勘定科目	税区分	勘定	備考
→	2012-11-30	✓ 2012-11-30	5,000	5,000	振替送金	課税	八重洲タウナータウナー...	
→	2012-11-30	✓ 2012-11-30	3,385	3,385	通信費	課税	イーモバイルインターネ...	
→	2012-11-30	✓ 2012-11-30	315	315	新聞図書費	課税	ナビタイム有料サイト会...	
→	2012-11-29	✓ 2012-11-29	7,000	7,000	水道光熱費	課税	東京電力電気料金	
→	2012-11-29	✓ 2012-11-29	8,000	8,000	水道光熱費	課税	東京ガスガス料金	
→	2012-11-29	✓ 2012-11-29	3,000	3,000	通信費	課税	ソフトバンク携帯電話	
→	2012-11-20	✓ 2012-11-20	12,000	12,000	保険料	非課税	朝日生命生命保険料	

フロントページの続き

- (72)発明者 佐々木 大輔
東京都台東区根岸三丁目12番15号 フリー株式会社内
- (72)発明者 横路 隆
東京都台東区根岸三丁目12番15号 フリー株式会社内
- (72)発明者 平栗 遵宜
東京都台東区根岸三丁目12番15号 フリー株式会社内

審査官 月野 洋一郎

- (56)参考文献 特開2011-170490 (JP, A)
特開2004-326300 (JP, A)
特開2003-044644 (JP, A)
特開2003-208503 (JP, A)
特開平11-120271 (JP, A)
特開2003-091694 (JP, A)
特開2001-243369 (JP, A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
- G06Q 10/00
G06Q 10/10